(d)　いずれかの締約国が(b)の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が(c)の規定により第三の仲裁人について合意することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、七日以内に、(b)の規定により提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

(e)　仲裁裁判所の裁判長は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用され、又は雇用されたことがあってはならず、及びいかなる資格においても紛争において提起される対象事項を取り扱ったことがあってはならない。

(f)　仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

2　この条の規定により任命された仲裁人が辞任し、又は職務を行うことができなくなった場合には、後任の仲裁人を最初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命する。後任の仲裁人は、最初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。仲裁裁判所が行う検討は、後任の仲裁人が任命される時まで停止されるものとする。

第二百十一条　仲裁人の資格

仲裁人は、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験を有し、又は貿易に関する国際協定から生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b)　客観性、公平性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c)　いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも提携しておらず、又はいずれの締約国の指示をも受けていないこと。

第二百十二条　仲裁裁判所の任務

1　仲裁裁判所は、次のことを任務とする。

(a)　自己に付託された問題の客観的な評価（事案の事実関係並びにこの協定を適用する可能性及びこの協定との適合性についての評価を含む。）を行い、並びに紛争の解決のために必要な認定を行い及び裁定を下すこと。

(b)　両締約国と定期的に協議を行い（当該協議の機会は、両締約国に均等に与えるものとする。）、及び両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えること。

2　仲裁裁判所は、この章の規定に適合する追加的な規則及び手続を採択することができる。

第二百十三条　仲裁裁判手続

1　両締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論のための意見書を提出する機会を有する。両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。

2　仲裁裁判所の会合、仲裁裁判所における口頭陳述、評議及び仲裁裁判所に提出された全ての文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。その要請を受けた一方の締約国は、当該要請を受け入れて当該要約を提出するか、又は理由を示すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

4　仲裁裁判所の設置から十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、及び裁定を下す。」

5　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

6　仲裁裁判手続の場所は、両締約国の相互の同意により決定されるものとし、また、その決定が行われない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。

7　仲裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）における言語は、英語とする。このため、両締約国は、意見書の提出及び口頭陳述を英語により行う。

8　一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国に利用可能なものとしなければならない。

9　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。

10　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決で当該決定を行うこともできる。

第二百十四条　仲裁裁判手続における情報

1　仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、適当と認める範囲内で、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、関係する問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、情報の提供を要請し、又は専門家と協議する前に、両締約国と協議の上、適当な手続を定める。仲裁裁判所は、両締約国に対し次のことを行う。

(a)　1の規定により情報の提供を要請し、又は専門家と協議する意図を有する旨を事前に通報し、及び両締約国が意見を述べるための適当な時間を与えること。

(b)　1の規定により得た情報又は専門家の意見の写しを提供し、及び両締約国が意見を提出するための時間を与えること。

4　仲裁裁判所は、裁定の準備のために1の規定により求めた情報又は専門家の意見を考慮するに当たり、当該情報又は専門家の意見に関して両締約国が提出した意見も考慮することができる。

第二百十五条　仲裁裁判手続の併合

仲裁裁判所は、両締約国の同意を得て、同一の措置又は同一の問題に関する二以上の仲裁裁判手続を併合することができる。

第二百十六条　仲裁裁判所の裁定

1　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、仲裁裁判所の設置の日の後九十日以内（緊急の場合には六十日以内）に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日又は当該六十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、その期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

2　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

3　裁定には、次の事項を含める。

(a)　事案の事実関係並びに対象となる措置にこの協定を適用する可能性及び当該措置のこの協定との適合性についての認定（その理由を含む。）

(b)　一方の締約国が被る貿易上の悪影響であって、他方の締約国がこの協定の義務に従うことができないことによりもたらされるものの程度についての参考となる所見

(c)　いずれかの締約国の要請がある場合には、両締約国の考慮に付するために提案する実施に関する選択肢